

## 学位請求論文審査報告書

氏名・(本籍地) 高橋 秀慧(埼玉県)  
学位の種類 博士(文学)  
学位記の番号 甲第130号  
学位授与の日付 令和3年3月15日  
学位論文題目 近代日本における仏教とナショナリズムの宗教社会史的研究  
——「勤王僧」の表象と言説を中心に——  
論文審査委員 主査 寺田 喜朗  
副査 村上 興匡  
副査 弓山 達也  
副査 平山 昇

### 論文の内容の要旨(1200字以上)

本論文は、「勤王僧」の表象と言説の生成および普及のプロセスを近代日本の仏教とナショナリズムの問題系に関連づけながら跡づけた宗教社会史研究である。序論・終章+8章という構成を取っており、資料・参考文献を含め183頁(400字詰め原稿用紙換算で732頁)の力作である。以下、目次を示す。

#### 序章

第1節 研究史の整理

第2節 本論文の視角

第3節 各章の概要

#### 第1部 「勤王僧」の表象と言説

##### 第1章 幕末期維新期における僧侶の「勤王」

第1節 幕末社会と「尊王・攘夷運動」

第2節 幕末護法論研究と「勤王僧」

第3節 「勤王僧」の多様性

##### 第2章 「勤王僧」再考——戦前における研究と言説——

第1節 「勤王僧」を研究する

第2節 徳重浅吉による勤王僧評

第3節 神根惣生と『明治維新の勤王僧』

第4節 友松圓諦と「勤王僧考」

##### 第3章 「勤王僧」と戦争——友松圓諦と「真理運動」を中心に——

第1節 「勤王僧」とメディア——その呼称と戦前における影響力——

第2節 友松圓諦と「真理運動」

第3節 友松圓諦と「勤皇僧伝」

#### 第2部 仏教とナショナリズムの宗教社会史

##### 第4章 幕末京都の政治都市化と寺院の生存戦略

第1節 問題の所在

第2節 幕末における京都の政治都市化と寺院の陣所化

第3節 「大仏」エリアと妙法院・智積院

第4節 妙法院と智積院の境内地貸与

第5節 寺院の「生存戦略」と近世的寺院組織

##### 第5章 近代日本における「明治維新」と仏教——月性の贈位と顕彰をめぐって——

第1節 近代日本にとっての「明治維新」

第2節 月性の生涯と没後の顕彰

第3節 月性の顕彰と本願寺派教団

第4節 山口県の明治維新觀と戦前における月性の顕彰

第6章 「勤王僧」と近代日本——月照の顕彰をめぐって——
第1節 近代日本の国民統合・文化政策と仏教
第2節 「勤王僧」としての月照
第3節 月照の追弔・顕彰・贈位
第4節 讃岐における明治維新の記憶——月照の生誕地をめぐる言説から——
第5節 月照の銅像建設運動と大師号請願運動
第7章 「勤王僧」の顕彰と地域社会——福井県三国地域を事例として——
第1節 問題の所在と方法
第2節 近代日本における維新殉難者への贈位
第3節 勤王僧・瀧谷寺道雅の顕彰運動
第4節 福井県三国地域の近代
第5節 三国地域における近代化と瀧谷寺
第3部 分析と考察
第8章 近代日本における「勤王僧」像の形成と展開
はじめに
第1節 戦後の近代仏教史研究と「勤王僧」
第2節 近代仏教教団・仏教者と護国・護法の生存戦略
第3節 「勤王僧」の宗教社会史—国民統合とナショナリズム
おわりに
終章 本論文のまとめと意義
第1節 本論文のまとめ
第2節 本論文の意義
おわりに
【図表】
【参考文献】
【参考史料】

以下、著者の議論に即して要約を試みたい。

戦後の研究史上、勤王僧は、戦時下において国家主義的な思想(皇国史觀)と結びつけられた存在と目されてきた。しかし、勤王僧がいつどのように国家主義的な思想や言説と結びついたのか、具体的な検討がないにもかかわらず、暗黙知として共有され、宗教史ないし近代仏教史上、等閑視してきた経緯がある。

そのような中、2000 年代以降、主に月性(幕末の長州出身の本願寺派僧侶)を対象とした歴史実証研究の進展が見られ、その護法思想(護國・護法・防邪)に注目が集まっている。しかし、月性や防長系真宗僧の活躍がほぼイコールで幕末護法思想と勤王僧の問題として扱われることには異議がある。勤王僧の実像に接近するためには、彼等が所属した仏教諸宗の幕末史を踏まえる必要があるが、吉田久一・柏原祐泉をはじめとした近代仏教史の研究者は、西本願寺を「尊王」、東本願寺を「佐幕」、その他諸宗を「萎縮」として等閑視するステロタイプ(「三類型」)を踏襲してきた。西本願寺の勤王史は、広如や明如の功績として真宗僧侶や門徒に説論されたが、この二人には国家から贈位がなされ、その配下に当たる月性や大洲鉄然も「勤王僧」として贈位を受けている。つまり西本願寺の勤王史は、近代天皇制国家と多分に関わりがあり、1930 年代には国家主義的な言説とも結合している。他方、戦後の幕末維新史研究は、長州藩を維新革命の変革主体と見なしてきた——戦前の王政復古史觀とイデオロギー的には異なるものでありながら——こともあり、西本願寺を尊王とするステロタイプは批判されることなく残置してきた。

しかし、当時の歴史状況を踏まえると、広如による「勤王の勅諭」は玉虫色の法語に過ぎず、そもそも「勤王」という語自体、志士たちの立身出世の方便として機能したマジックワードに他ならない。したがって西本願寺の勤王史は、近代に創出された寓話に過ぎず、防長系真宗僧の活躍をもって勤王僧の実像と見なすことは適切ではない。

著者は、問題の所在は、勤王史(勤王僧の活躍)の真偽ではなく、「仏教教団ないし仏教者が近代において仏教の「勤王」を強調した理由」の解明にあると述べる。そして、「勤王僧」像の形成と展開は、近代における仏教と天皇制国家、ナショナリズムの問題を再考することにつながる重要なテーマだと主張される。

以上の問題意識を踏まえ、第1部では、勤王僧という表象の分析が試みられる。

第1章においては、関連文献が渉猟され、「勤王僧」言説の全体像が俯瞰される。文献上、月照・月性が言及されることが多いが、勤王僧の定義は曖昧なまま放置されてきた。戦前に勤王僧として言及された

場合、その業績の根拠となっているのは、宗教行為(祈祷、葬儀、説法など)と世俗行為(和歌・詩文、軍事行動、献金など)の広汎にわたり、極めて多種多様であることが判明する。また、勤王家や志士とされた人物と付き合いがあったことをもって勤王僧とされたり、思想や実践を具体的に示す根拠が不明なケースもある。神根惣生が『明治維新の勤王僧』(1936)で提出した7類型(①王政復古それのみを念願し、自らのために求むるところがなかつたこと。②勤王の志士に比べ高齢者が多かつたこと。③寺領を持たない本願寺に多くの勤王僧が出たこと。④環境不良の藩、宗派に出た勤王僧。⑤思想において志士よりも進んでいたこと。⑥武を練り、兵を率いて事に当たつたこと。⑦詩文に長じ旅行家であったこと)も理由や根拠が不十分で、類型化の意味をなしていない。つまり、「勤王僧」はその事績や行動内容、思想等から定義することが困難な存在である。一方、一連の検討の結果、月性や月照・信海兄弟等、1880年代からコンスタントに言及される僧侶と、1930年代になって突然言及される僧侶がいることが判明した。友松圓諦は、勤王僧は150名はいたと述べているが、戦前における勤王僧への言及は、1930年代を一つの画期としている。

第2章では、1930年代に盛んになる「勤王僧」を対象とした研究について、徳重浅吉、神根惣生、友松圓諦を中心に検討がなされる。彼らの言説を検討すると、幕末期の仏教をめぐる評価は純粹に学術研究の領域に留まるものとは言い難く、当時の仏教界に対する批判への反証を意図していたことがわかる。1930年代の仏教教団に対しても——幕末の排仏論と類似した論旨に即して——神道家や日本精神論者から批判がなされていた。つまり、「勤王僧」の研究は、歴史的事象に関する問題でありながら、もっぱら現代的な課題への対応を目的としてなされたものであった。仏教に対する批判をかわし、反論するためには、具体的な論拠が必要だった。つまり、仏教が国難に役立つこと、皇室のために力を尽す伝統を持っていることを歴史的に証明するために勤王僧が担ぎ出された。これが勤王僧の表象が与えられた第一の役割である。

第3章では、友松圓諦の真理運動が検討される。友松は、「勤王僧考」を著し、真宗本願寺派のみならず宗派横断的に勤王僧の発掘を行い、大乗仏教の国益性・公益性を社会に訴えることを試みた。幕末の尊攘運動と直接関与がなさうな僧侶も含め広汎に勤王僧が見出された。そして友松の勤王僧研究によって真言宗報國運動が勇気づけられたように、勤王僧は仏教界に対する批判への反駁として利用されるのみならず、仏教者に対する模範としても利用された。超宗派的な『真理』の読者(同信)に対しても翼賛体制下の模範としての勤王僧像が喧伝され、積極的な戦争協力を促す一つの要素として作用した。忠君愛国の「捨石」になること、これが勤王僧の表象が与えられた第二の役割である。

いわば勤王僧は、1930年代以降、戦時下に至るまで、「国家を護る仏教」というタテマエと「仏教(我々)を護りたい」というホンネが折衷した「護法論」のアイコンとしての役割を果たした。戦時下の「勤王僧」像は、幕末以来の護法的な発想に連なる、昭和の護法論の結晶であった。それはともなおさず、仏教教団の「生存戦略」の一環であった。

第2部では、アイコンとしての勤王僧像が構築される際に動員された資源(情報や知識)がどのように生成・収集されたのか、特定の地域に焦点化したアプローチから分析が試みられる。

第4章では、幕末の京都において仏教諸宗が政治勢力とどのように対峙したのかについて検討がなされる。妙法院は、貴種性の高い天台宗の門跡寺院であり、智積院は、僧侶養成を担う真言宗智山派の教育機関である。対照的な二カ寺は、いずれも結果的に土佐藩に占有された。妙法院は、支配下寺院や宗教者に宗教的権威(官位や法衣などの格式や授戒など)を分け与える対価や、店貸し、寺領収入、堂宇拝観などを経営基盤としていたが、近世後期には行き詰まり、新たな活路として武家への寺地貸与に踏み切った。一方の智積院は、僧侶養成機関としての施設を維持するために武家占有を回避しようと様々な試みを行った。二カ寺の判断は、「尊王」「佐幕」という政治志向によるものではなく、それぞれの「生存戦略」に即していた。明治維新後の宗教政策・皇室改革の一環で断行された門跡廃止によって、妙法院は貴種性を喪失し、智積院も真言系門跡からのライセンス付与が困難となり、僧侶養成に混乱が生じた。他方、西本願寺(近世には准門跡の格式)は、近世後期の段階で朝廷権威に依らない宗門機構を整備し、教学の統制を図るなどして門主権威を盤石にしていた。さらに広如は、徳川政権による大政委任を前提としながら、朝廷に対しても献金や奉仕を続けた。また、近世社会で通用した門跡の格式を明治維新によって喪失しても、西本願寺は「血統」の支配系統を持っていてことで他宗に比べ大きな影響を受けなかった。これにより、組織構造や内部秩序を大きく毀損することなく、難局に対し人材登用や改革を実行することが可能となった。また、生存戦略の一環として、王政復古後いち早く勝ち馬に乗り、明治新政府への協力を意味する「勤王」を積極的にアピールした。これが近代から現代に至る「勤王僧」の表象をめぐる問題と深く関わっている。

第5章から第7章までは、明治憲法体制下における天皇制国家秩序の形成と展開のなかで仏教がどのような役割を果たしたか、地域社会の動向と関連させながら論じている。

第5章では真宗僧月性への贈位とその後の顕彰活動の系譜から、本願寺派教団、防長系真宗僧及び地域社会の人々の「明治維新」に対する歴史認識を検討し、以下の4点を指摘している。(1)月性への贈位は、伊藤博文や有栖川宮が墓参するなど、月性を代表的な「勤王僧」に仕立て上げようとする国家による「上からの」イデオロギー性が多分に確認できるものであった。(2)本願寺派教団は、月性贈位を踏まえ、独自に恩賞(院号追贈)を月性に与えた。こうした行動は同派が主張する幕末の「勤王史」を補強することに繋がる。(3)月性の追弔イベントを取り仕切った大洲鉄然や島地黙雷は、明治維新以降に本山改革を進言し登用された防長系真宗僧の中心的人物である。彼等は維新後に長州系官僚に接近し、明治政府の宗教政策にも影響を及ぼした。しかし、宗門内では明治10年代初頭に門主の策略によって一度失脚した経緯を持つ。また大洲は、幕末に僧兵隊を率いて長州軍として軍功をあげながら、維新後正当な評価を得られていないという不満を抱いていた。しかし、著者の史料調査によって、大洲が月性に師事したのは短期実であり、弟子を名乗りながらもほとんど人柄を知らないとの趣旨の手紙を残していることが判明した。したがって大洲は、月性の顕彰に尽力しながら、他方で自らの功績を月性の権威に仮託して補強しようとしていた可能性もある。(4)月性の出身地である山口県周防地方は、「周防人不遇説」が唱えられるほど、維新後に冷遇された地域であった。萩に比べ維新後に活躍した官僚が少なく、月性の弟子であった主要人物はほぼ戦死・獄死し、活躍の機会を失った。月性は吉田松陰にも大きな影響を与えた人物であり、国家による月性の顕彰は、地域社会に歓迎された。戦前における月性の顕彰は、いずれも月性の勤王の功績を価値尺度としていた。そのため、功績の基準が天皇・皇室のためにどの程度の働きがあったか、ということに収斂されていく構造がある。したがって、月性の功績を強調すればするほど、月性と彼を顕彰する人々は天皇制イデオロギーへと回収されていく。また、國家公認の勤王僧である月性の顕彰は、偉人としての僧侶と顕彰運動のパッケージとして、他の地域やグループにおける勤王僧の発掘・顕彰運動を派生させていった。

第6章では、もう一人の著名な「勤王僧」である月照(清水寺成就院住職)の顕彰過程の検討から以下の7点が指摘されている。(1)月照没後、所縁の清水寺や鹿児島において、明治初期には追弔が始まっていた。清水寺では弟子の忍慶や家来の重助が丁重にその菩提を弔い、京都府もこれに報奨金を授けるなど公的支援を行った。また、西南戦争後の鹿児島では、西郷隆盛の縁者等が月照の墓地改葬のために募金を開始した。これは1882(明治15)年当時未だ逆賊であった西郷の追弔を暗に意味していたとも考えられる。(2)こうした縁者による追弔を顕彰運動に押し上げるきっかけとなったのが、1889(明治22)年の西郷恩赦及び贈位と、月照・信海兄弟に対する1891(明治24)年の贈位であった。これは月性同様に、国家による「上からの」イデオロギー性を多分に含んだものであるが、一方で既になされていた追弔が国家の思惑と合致し、顕彰運動へ繋がっていったと考えられる。(3)月照贈位は、副次的な効果をもたらす。それはメディア展開である。西郷と月照の入水エピソードは、芝居、講談、伝記、幻灯、和歌、浪花節など様々なメディアに展開し、月照は仏教者兼愛国者の表象として明治20年代以降、広く人口に膾炙した。戦時下においては、橋本左内、佐久間象山、吉田松陰と並びその伝記は人気を博した。(4)1890年代には贈位の影響を受けて、早くも月照の讃岐生誕説が唱えられるようになる。その後数十年をかけて香川に縁を持つ複数の郷土史家がこの学説を提唱し、補強していく。その背景には高松藩が幕末に「朝敵」となったという負い目の歴史認識が強く影響していた。とりわけ福家惣衛は、社会教育を重視する立場から、郷土教育に並々ならぬ情熱を注いだ人物だが、讃岐生誕説に大きな役割を果たした。(5)郷土史家による学術的な後押しを受けて、香川では月照の銅像建立運動と大師号請願運動の二つの顕彰運動が実施された。これらの運動は、月照所縁の清水寺や鹿児島の支援者と連携が見られないことに大きな特徴がある。すなわち、国家による「上からの」贈位が、本来顕彰を担うべき直接の縁者ではなく、それまでノーマークであった別の地域における偉人顕彰運動を惹起した。しかもそれは1910年代以降盛んになる郷土史研究や史蹟整備運動の成果を郷土教育に活用しようとする、「下からの」かつイデオロギー性の強い運動であった。月照はすでに国家から贈位を受けており、しかもその生誕地は空海生誕の地のすぐ側とされたことから、月照に対する「加点評価」として大師号の授与が求められた。(6)月照の銅像建立に当たり「頌徳会」が組織されるが、高野山座主や東郷平八郎を戴き、元丸亀藩主、地元の政治、軍事、経済、教育など多方面の有力者が名を連ねた。また大師号請願は、頌徳会のメンバーでもある山下谷次によって帝国議会の請願委員会に持ち込まれ、他の委員による「月照は勤王家であり宗教家ではない」という意見に対し、「宗教者から始まって後に愛国者になった」と強く反論するとともに、月照が香川で生まれたことをリフレインし、讃岐生誕説を印象づけた。(7)二つの顕彰運動は相互に連携しながら、地域振興と国民教化に大きな役割を果たした。月照の銅像は地元青少年の奉仕活動の場となり、さらには当地の善通寺・金刀比羅宮の参拝マップに追加され観光地化した。その背景には参拝客をめぐる複数の鉄道会社の競争があり、そのうち一つの鉄道会社の社長は、大師号請願者の筆頭に名を連ねた香川県議会議長の木村栄吉であった。このように勤王僧月照の香川県域における顕彰運動は、イデオロギー的な侧面と経済的な侧面が共棲する地域社会の様々な思惑のなかで実施されたものであった。

第7章では、前章における問題関心に連なり、福井県三国地域における道雅(真言宗智山派瀧谷寺住職)の顕彰運動が検討される。近世に北前船の貿易港として栄え、豪商が支えた福井県三国湊は、1890年代後半に内陸部鉄道が敷設されたことによって社会・経済的地位を大きく凋落させた。1900年代には町は調査を行って、地域振興を喫緊の課題として認識していた。一方、地元選出の議員で第一次大隈内閣や第一次西園寺内閣で要職を歴任した杉田定一の尽力により、三国ヘローカル線が誘致される。このことは隣接地域である芦原温泉や東尋坊の観光開発の成功と相まって三国地域の観光開発の機運を高めた。杉田は、少年時代に師事した道雅を終生尊敬しており、1910年代には道雅の遺稿をとりまとめ、亡くなる前年である1928(昭和3)年に行われた道雅の贈位請願にも関与していた。こうした遺志は、1930年代に至り、当時の瀧谷寺住職であった菅野隆本に受け継がれた。菅野は、他の顕彰運動同様、表向きには勤王の事蹟に基づく人物顕彰を通じた愛国心の涵養を主張しながら、一方では自坊を観光名所にすることを目指していた。彼は、国策贈位の実施が昭和天皇の即位大礼以降下火になっていたにもかかわらず、贈位請願運動を立ち上げ、瀧谷寺の歴史や伝承、文化財の情報を交えながら、ラジオや書籍といったメディアを通じて大々的にPR活動を繰り広げた。また、地域の有力者もこれに協力し、後には瀧谷寺の裏山に行楽のための公園を設立する計画も立ち上げがった。したがって道雅の贈位顕彰運動は、地域社会や瀧谷寺の振興を企図した極めて現実主義的な「下からの」運動であったとみることができる。

第3部の第8章と終章では、本論のポイントをピックアップしながら摘要が行われ、結論が述べられる。

すなわち、勤王僧像の形成が、①近代天皇制及び国民国家の形成過程と軌を一にして形成されてきたこと、②明治維新の歴史認識と不可分であることが指摘される。また、勤王僧を宗門や地域社会など「自分たちの偉人」として考える人々は、勤王僧の先に国家や天皇との結びつきを見据えていた。そして、「自分たち」と「天皇」の間を媒介する「偉人」の創造は、国家による「上からの」イデオロギーによってのみなされたものではなく、公定イデオロギーや歴史的資源を動員しながら地域振興や地域の失地恢復をめざす「下からの」運動という要素も重要な役割を果たした。他方、仏教教団では、国家への追従や国益論の主張が、宗門の保全・護法に繋がるものと認識されていた。別言すれば、宗門の存立基盤を外部から脅かされる際、国家との結びつきや国家への貢献をアピールすることが有効だということが経験的に学習されていた。その際に彫琢され、掲げ出されたのが勤王僧というアイコンであった。勤王僧は、仏教が日本精神論者から批判され、天皇制国家から疎外されることを防ぐために活用された歴史的資源であった。

以上から、勤王僧は、戦時下に急浮上した戦時宗教や皇道仏教のような急ごしらえの言説ではなく、明治・大正・昭和という時代を跨いで醸成された天皇制国家の歴史に伴走する仏教的なナショナリズムの副産物であったことが了知される。この形成史には、近代日本を通じて折に触れ「再創造」されてきた明治維新の歴史認識、すなわち、「尊王」や「勤王」といった理念の社会的・通俗的な理解が欠かせないものであった。こうした明治維新の記憶は、本来仏教的なものとは別の文脈として重要な意味を持っていたが、仏教が天皇・皇室の価値規範に組み込まれるに当たり、その一部が明治維新の記憶と結合し、「勤王僧」が創出された。そして、戦時下においてはこの結合がより強固なものとなり、「勤皇僧」が喧伝される。仏教に関心のある人、幕末維新史に関心のある人、戦時下のナショナリズムに共鳴している人、そうした人を当て込んで利益を得ようとする人など、あらゆる層に訴えかける偶像として、勤王僧および勤皇僧の表象は利用された。以上が本論文の結論だと述べられている。

審査結果の要旨(1200字以上)

本論文は、膨大な関連文献・資料を涉獵し、研究史上の課題を的確に剔出し、実直な史料読解を踏まえて提出された重厚な成果である。勤王僧を鍵概念に近代日本における仏教とナショナリズムの関係性を照射したユニークな成果であり、勤王僧を扱った本邦初の総合的な実証研究でもある。先行研究の欠点を適切に埋める指摘・発見が随所に見られ、個々の事例の発掘・復元においても理論的な分析・考察においても、学界に大きく貢献する成果と確言できる。以下、本研究のすぐれた点を列挙する。

- (1) 関連する先行研究が分野横断的に参照され、いくつかの研究領域を架橋する広がりがある成果となっている。本論は、吉田久一・柏原祐泉らが先鞭をつけた近代仏教史を主たる論敵として議論を組み立てているが、その研究史を批判的に検討するために近世史、幕末史、近代史、さらに国家神道・国体論研究、メディア史研究の成果を踏まえ、関連する郷土史、教団史を周到に参照して議論が進められている。個別事例の羅列に留まらない研究として高い質が確保されているのは、著者の複眼的で広い視野によっているところが大きいだろう。
- (2) 近年の勤王僧研究が、防長系真宗僧の実体解明に向かっているのに対し、本研究は——道雅については歴史実証的な実体解明を進めているが——資料的なアクセサビリティに難点がある対象(月性等)については表象の形成過程を描き出す——構成主義的——アプローチを採用することによって、先行研究とは異なる知見・成果を導出することに成功している。
- (3) 第1部では、勤王僧というタームが学界においてどのように使用されてきたか、どのように概念化されたか、丁寧に検証されている。そこでは、勤王僧というタームが、1930年代以降に(最終的には友松円諦によって)概念化された(構築された)ことが論証されている。だが、その概念化・体系化は成功しているとは言えないこと(融通無碍な概念)、そしてそこには同時代的な課題・要請があつたことを的確に指摘している。
- (4) 第2部は、「勤王僧という本質(実体)はない」という立場に立つと、必然的に惹起される疑問(存在論的ゲリマンダリング=何もないなら勤王僧という概念はなぜ成立したのか)について、地域社会史のアプローチから的確な回答が導き出されている。すなわち、勤王僧という表象の素材となつた個別の知識・情報の断片が、いつ、誰によって、どのような意図でつくられたのか、ということが実証的に明らかにされている。
- (5) 従前の近代仏教史研究が特定人物の思想研究に偏りがちであったのに対し、本研究は、様々な一次資料をふんだんに活用しつつ、制度や教団機構、社会的・政治的な活動・運動、経営の実態や地域経済の変遷にも周到な検討が施されている。
- (6) 従来の研究では、「天皇制国家／仏教」「天皇制国家／地域社会」という構図が採られることが多かったのに對し、本研究では「天皇制国家／仏教関係者(中央・知識人)／地域社会」という3者の相互規定性・影響関係が探られている。新たな視角である。
- (7) 新資料の発掘のみならず、多くの先行研究で触れられてきた広く「勤王の勅諭」を新たな視点から読解する等、新しい解釈を提唱している箇所が散見される。

一方、審査過程で示された課題には以下のようなものがある。(A) 広範囲の先行研究に言及しているが、近代仏教史以外の研究史に対する提言や批判がほとんど見られない。(B) 興味深い事例を発掘しているが、それらの戦後以降の動向について全く言及がない。(C) 勤王僧は、事績や行動内容、思想等から定義することは困難な存在だと論じていながら、勤王僧として見なすことが相応しいか否か、実体論的な議論を行っている箇所がある。(D) 若干ながら誤字脱字が散見される。

この他いくつかあったが、予備審査で指摘した章の増設、章立ての変更にも周到に対応し、格段に完成度が高まったと評価がなされた。副査からいくつも今後の課題が示されたが、いずれも論文提出後にじっくり取り組んでいってほしい内容であり、本論文の価値を毀損するものではなかった。

よって審査の結果、主査・副査全員一致で本論文の学位請求論文審査を合と可決した。

#### 公表予定

日 程	令 和 年 月 日
公表形態	① 掲載誌名：【 】号・巻 【 】頁 【全文・要約】
	② 単著(発行者)
題 目	<※タイトルを変更した場合> (仮) 勤王僧の研究 ——天皇制国家と近代仏教——